

★令和8年度改正 所得税の基礎控除・給与所得控除

昨年の令和7年度税制改正において所得税の基礎控除・給与所得控除の引き上げが行われましたが、令和8年度の税制改正においてもさらなる引き上げが行われました。今回はその基礎控除と給与所得控除の改正についてご案内します。（若林茂）

◎103万円（昨年123万円まで拡大）の壁はどうなるのか

今回の改正により原則として基礎控除62万円（58万円から4万円増）、給与所得控除69万円（65万円から4万円増）の合計で131万円となりました。（令和8・9年は特例あり136万円）

他の者の扶養に入れるかどうかを考慮しなければ、その本人の所得税の課税最低限は168万円（基礎控除99万円+給与所得控除69万円）となりました。（令和8・9年は特例あり178万円）

◎基礎控除の改正

合計所得金額	(給与収入で見た場合)	控除額		
		改正前	令和8・9年	令和10年
132万円以下	200万円相当以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	200万円～475万円相当以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	475万円～665万円相当以下	68万円		
489万円超 655万円以下	665万円～850万円相当以下	63万円		
655万円超2,350万円以下	850万円～2,545万円相当以下	58万円	62万円	
2,350万円超2,400万円以下	(以下省略)		48万円	
2,400万円超2,450万円以下			32万円	
2,450万円超2,500万円以下			16万円	
2,500万円超			0円	

◎給与所得控除の改正

給与等の収入金額	控除額		
	改正前	令和8・9年	令和10年
190万円以下	65万円	74万円	収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円		
(以降改正ナシ)			

◎まとめ

配偶者控除・扶養控除に係る合計所得金額の要件も58万円から62万円に引き上げられたため、他の者の扶養等に入るための壁も令和8・9年分は136万円（74万円+62万円）までとなりました。

なお、住民税の基礎控除は改正がなく43万円のままとなります。また、社会保険については被保険者となる年収の壁（106万円）は撤廃予定があり、扶養から外れる年収の壁（130万円）は収入見込みでの判定に変更されるなど、注意が必要です。